平成２３年（フ）第９１号
奈良県磯城郡田原本町大字三笠203番地の４
債務者　大西　磨里
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
奈良県大和高田市大字大谷700番地の16
債務者　熊野真由美
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
山口県宇部市寺の前町８番45―506号
債務者　岡田　　好
１　決定年月日時　平成23年４月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第５６８号
愛知県小牧市常普請３丁目178番地
債務者　舩橋　洋祐
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９７号
愛知県海部郡蟹江町城３丁目113番地　第１みどり荘２号室
債務者　市川まり子
１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５号
青森県上北郡おいらせ町一川目１丁目73番地329
債務者　澤口江理子
１　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１６号
青森県十和田市大字三本木字並木西171番地14　山田アパート２号
債務者　島貫　茂子
１　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第２４号
青森県十和田市大字相坂字白上190番地17
債務者　木村　春美
１　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１０７号
千葉市若葉区若松町531番地252アンビション若松Ａ棟201
債務者　鈴木志津子
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２４４号
千葉県船橋市金杉台１丁目２番15棟101号
債務者　青柳　孝二
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２４５号
千葉県船橋市金杉台１丁目２番15棟101号
債務者　青柳　ユキ
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２４７号
千葉県習志野市鷺沼５丁目６番32―404号
債務者　松田　洋子
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９号
愛知県豊橋市大清水町字大清水564番地の３102
債務者　大島　正彦
１　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月23日午後２時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第８８号
愛知県豊橋市菰口町５丁目96番地の１　Ａ―202
債務者　水口　玲子
１　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４２１号
神奈川県大和市深見西１丁目２番４号　小林ハイツ206号
債務者　佐藤　絵理（旧姓川田）
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３２号
横浜市緑区白山１丁目１番20―205号
債務者　藤岡　俊一
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７２号
横浜市鶴見区尻手２丁目８番18―602号
債務者　大川　宏美
１　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部